

南白亀川流域委員会規約

(名称)

第1条 本会は、南白亀川流域委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、河川管理者である千葉県知事が、河川法第16条の2の趣旨に基づき地域の意見を反映した河川整備計画を策定・変更、又は、河川整備計画に基づく河川事業の実施にあたり、地域住民、河川利用者、地元自治体が一同に会して、情報共有、意見交換を行い、その実施過程の透明性及び事業の効率性の一層の向上に資することを目的とする。

(委員会及び委員長の職務)

第3条 委員会は、別表に掲げる学識経験者、地元代表者、河川利用者、流域内市町村長から構成される委員をもって組織する。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。

3 委員は、千葉県知事が委嘱する。

4 委員会には委員長を置き、学識経験者(河川)がその職務を行う。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職を代行する。

7 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、千葉県知事を代行し、千葉県長生地域整備センター所長が招集する。

(幹事会)

第5条 委員会の円滑な運営を図るため幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会は、河川管理者が実施する住民意見聴取や資料公開等に対し、必要な措置を講ずる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を千葉県県土整備部に置く。

2 事務局の幹事として、千葉県長生地域整備センターが、委員会の運営を行う。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会で定める。

(附則)

平成13年2月 6日施行 平成13年7月30日改正 平成17年3月 4日改正

別表

南白亀川流域委員会

委員長	石川忠晴	東京工業大学 大学院総合理工学研究科教授	学識経験者(河川)
委員	富谷健三	千葉県野鳥の会代表	学識経験者(生物)
〃	宮本明宜	生浜高等学校 教諭	学識経験者(生物)
〃	岡澤 昭	元茂原土地改良事務所長	学識経験者(農業水利)
〃	中村彰男	元茂原市立豊岡小学校長	地元代表(茂原市)
〃	富田保行	長生郡市広域市町村圏組合消防団第3支団長	地元代表(茂原市)
〃	大村敏也	小中川をきれいにする会顧問	地元代表(大網白里町)
〃	山田しま子	元大網白里町婦人会長	地元代表(大網白里町)
〃	長島俊之	白子町観光協会長	地元代表(白子町)
〃	長島幸孝	南白亀川漁業協同組合代表理事組合長	地元(河川利用者)代表 (白子町)
〃	志賀直温	東金市長	
〃	石井常雄	茂原市長	
〃	堀内慶三	大網白里町長	
〃	石井俊雄	長生村長	
〃	林 和雄	白子町長	
事務局	井上富雄	千葉県県土整備部河川計画課長	
〃	佐藤 正芳	千葉県県土整備部河川環境課長	
〃	酒井 廣治	千葉県山武地域整備センター所長	
〃	吉野 昭生	千葉県長生地域整備センター所長	

南白亀川流域委員会規約(改正案)

(名称)

第1条 本会は、南白亀川流域委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、河川管理者である千葉県知事が、河川法第16条の2の趣旨に基づき地域の意見を反映した河川整備計画を策定・変更、又は、河川整備計画に基づく河川事業の実施にあたり、地域住民、河川利用者、地元自治体が一同に会して、情報共有、意見交換を行い、その実施過程の透明性及び事業の効率性の一層の向上に資することを目的とする。

(委員会及び委員長の職務)

第3条 委員会は、別表に掲げる学識経験者、地元代表者、河川利用者、流域内市町村長から構成される委員をもって組織する。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。

3 委員は、千葉県知事が委嘱する。

4 委員会には委員長を置き、学識経験者(河川)がその職務を行う。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職を代行する。

7 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、千葉県知事を代行し、千葉県長生地域整備センター所長が招集する。

(幹事会)

第5条 委員会の円滑な運営を図るため幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会は、河川管理者が実施する住民意見聴取や資料公開等に対し、必要な措置を講ずる。

(作業部会)

第6条 整備計画立案後のフォローアップのために、作業部会を設置する。

2 作業部会は、幹事会構成員を中心に、流域市町村担当者及び必要に応じて学識経験者を加え組織する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を千葉県県土整備部に置く。

2 事務局の幹事として、千葉県長生地域整備センターが、委員会の運営を行う。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会で定める。

(附則)

平成13年2月6日施行 平成13年7月30日改正 平成17年3月4日改正

平成18年 月 日改正

※アンダーラインが改正部分